

高齢者向け消費者トラブル防止事業に係る公募型企画提案コンペ応募要領

高齢者向け消費者トラブル防止事業を委託するにあたり、公募型企画提案コンペにより、最も優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

- 1 委託業務名 高齢者向け消費者トラブル防止事業
- 2 業務内容

(1) 事業の目的

高齢者の消費者トラブルに関する相談は依然として多く、令和5年度の県内消費生活相談においては契約当事者が60歳以上の相談が全体の約4割を占め、契約当事者の平均年齢も年々高齢化している。また、定期購入トラブルを含む通信販売やSNS上の広告をきっかけとした詐欺的投資トラブルに関する相談では、高齢者の被害が急増している。

高齢者は、将来への不安や加齢に伴う認知機能の低下等により消費者トラブルに巻き込まれやすくなる恐れがある上、被害に遭っていることにも気づきにくい。ついては、消費者トラブル防止を目的とした、高齢者や高齢者を見守る方々に対する啓発・注意喚起を強化する。

(2) 提案いただきたい内容

- ① 高齢者や高齢者を見守る方々に向けて、本事業の目的を強く訴えかけるため、効果的な啓発事業の企画提案

(提案例)

- ・動画の作成及び動画を活用した啓発の実施
※新たに動画を作成するだけでなく、既存の動画を活用した啓発も提案可能
- ・広報メディア（テレビ、ラジオ、新聞、WEB、雑誌、交通広告、屋外広告等）等を利用した情報発信
- ・著名人を招いたイベント・セミナーの開催 等

- ② 本事業の効果についての評価手法

(例)

- ・動画視聴回数やクリック回数、いいね！数やコメント数の集計・分析
- ・広告配信数
- ・アンケートの実施・分析
- ・イベントの参加者数 等

- 3 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- 4 実施場所 兵庫県内等

第2 予定価格

金8,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

ただし、契約内容及び契約額については、委託事業者決定後、県（県民躍動課）との打ち合わせにより決定する。

第3 応募資格

- 1 企画提案に応募する者は、次の資格を満たさなければならない。
 - (1) 事業を適切に遂行するに足る能力を有する法人又は法人以外の団体であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本コンペ募集公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。
 - (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものではないこと。
 - (7) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。
 - (8) 国、都道府県又は市町村から出資、出えんを受けている団体でないこと。
 - (9) 兵庫県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (10) 本コンペ及びその後の委託契約において、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。
- 2 1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1の資格を満たさなければならない。

第4 応募手続き

1 事務局

兵庫県県民生活部県民躍動課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁第2号館11階

電話（078）362-3378 FAX（078）362-3908

メールアドレス kenminyakudou@pref.hyogo.lg.jp

※ 受付・・・平日9時から17時まで（12～13時除く）

2 応募要領の配布

- (1) 配布日 令和7年6月6日（金）から7月4日（金）までの
平日9時から17時まで（12～13時除く）
- (2) 配布場所 上記1に同じ（県ホームページにも掲載予定）

3 説明会

本コンペに参加を希望する者は、原則として説明会に参加すること。

- (1) 開催日時 令和7年6月12日（木）10時
- (2) 開催場所 兵庫県中央労働センター 201会議室（神戸市中央区下山手通6-3-28）

4 参加表明書

(1) 提出方法

所定の様式〔様式1～様式4〕により、事務局へ持参、電子メール又は郵送により提出する。

- (2) 受付期間 令和7年6月6日（金）から7月4日（金）まで
提出する場合は、あらかじめ電話等によりその旨を連絡する。

持参の場合は、平日 9 時から17時まで（12～13時を除く）

電子メール又は郵送の場合は、令和 7 年 7 月 4 日（金）17時必着とする。

(3) 提出場所 上記 1 に同じ

5 質問及び回答

(1) 質問方法 所定の質問書〔様式 5〕で行うこと。

事務局へ持参、電子メール又は郵送により提出する。

(2) 受付期間 令和 7 年 6 月 6 日（金）から 6 月13日（金）までの

持参の場合は、平日 9 時から17時まで（12～13時を除く）

電子メール又は郵送の場合は、令和 7 年 6 月13日（金）17時必着とする。

(3) 回答方法 令和 7 年 6 月18日（水）から 7 月 4 日（金）までの間、県ホームページに掲載する。

第 5 企画提案

1 企画提案書（A 4 版）

※ A 3 版での作成も可とするが、その場合は A 4 サイズに折り込むこと

(1) 提出方法 参加希望者が事務局へ持参又は郵送により提出する

(2) 受付期間 令和 7 年 6 月12日（木）から 7 月 4 日（金）まで

提出する場合は、あらかじめ電話等によりその旨を連絡する。

持参の場合は、平日 9 時から17時まで（12～13時を除く）

郵送の場合は、令和 7 年 7 月 4 日（金）17時必着とする。

(3) 提出書類

ア 企画提案書 9 部

イ 経費見積書〔様式 6〕 9 部

ウ その他、企画提案の補足資料等 9 部

エ スケジュール〔様式 7〕 9 部

オ 表紙〔様式 8〕

2 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時 令和 7 年 7 月14日（月）

(2) 実施場所 兵庫県中央労働センター 小ホール（神戸市中央区下山手通6-3-28）

(3) 実施方法

ア 出席者は 1 提案につき 4 名以内とする。

イ 1 応募者あたりの持ち時間は30分（説明20分、質疑応答10分）とし、後日連絡する時間配分・時間割により行うものとする。

ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

エ 審査については、実績や運営体制等から、当該業務を問題なく遂行できるかを総合的に判断する必要があるため、業者名を伏せないで行う。

オ 説明にパワーポイントを使用する場合は、事前に事務局に連絡し、電子メール等でデータを送付すること（事務局でパソコンとプロジェクターを用意）。

※ 応募状況により、実施日時、実施場所及び実施方法を変更する場合がある。

その場合は、参加希望者に別途通知する。

第 6 当選者の選考、決定及び通知の方法

- 1 選考について
「高齢者向け消費者トラブル防止事業」に係る公募型企画提案コンペ審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査を行う。
- 2 決定方法
委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。
なお、選考結果については、文書で通知する。
- 3 当選後の取り扱い
当選者は、「高齢者向け消費者トラブル防止事業」の業務委託候補者となる。

第7 その他

- 1 書類作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 提出書類にかかる留意事項
 - (1) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
 - (2) 提出書類は、非公開とする。
 - (3) 提出書類は、返却しない。
 - (4) 提出書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は無効とすることがある。
 - (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
 - (6) 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- 3 参加に要する費用
本コンペに要する費用は、参加者の負担とする。
- 4 契約にかかる留意事項
 - (1) 契約保証金は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合は、全部又は一部を免除する。
 - (2) 委託費の支払いは、原則、実績確認に基づく精算払いとするが、必要があると認めるときは、前金払いをすることができる。